



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年9月17日火曜日 第544号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療の指定（2件）.....（健康増進課）... 614  
大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 614

### 公 告

砂利採取業務主任者試験の実施.....（土木管理課）... 615

### 公安委員会規則

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則.....（警察本部生活環境課）... 616

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則.....（ " ）... 617

### 公営企業管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程.....（公営企業管理局総務課）... 633

### 告 示

#### ○愛媛県告示第857号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年9月17日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マック川西調剤薬局	新居浜市泉宮町5番8号	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和6年 9月1日
つばさ薬局八幡浜店	八幡浜市松柏丙776番地1	株式会社Realize	大洲市東若宮11番地35	代表取締役 榊 原 剛	精神通院医療（薬局）	令和6年 9月1日

#### ○愛媛県告示第858号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和6年9月17日

愛媛県知事 中村時広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
NPO法人ぼちまる	今治市山口乙1番3号	理事長 出山 義洋	訪問看護ステーション ぼちまる	今治市山口乙1番3号	精神通院医療	令和6年 9月1日	

#### ○愛媛県告示第859号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和6年9月17日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変 更 前	変 更 後	変 更 の 日	届 出 日
オズメッセ西敷地	大洲市東大洲1587番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	愛媛たいき農業協同組合代表理事 菊地 秀明	愛媛たいき農業協同組合代表理事 田淵 博幸	令和6年6月27日	令和6年9月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第860号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
(仮称)ドラッグストアモリ今治別宮町店	今治市別宮町七丁目25番 外	駐輪場の位置	1箇所	1箇所	令和7年5月6日	令和6年9月5日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

- ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 当該大規模小売店舗の名称
- ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

公 告

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、令和6年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和6年9月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市北持田町132番地  
愛媛県中予地方局3階会議室

2 試験の日時

令和6年11月8日（金）午前10時

3 受験願書の提出期間

令和6年10月1日（火）から11日（金）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

愛媛県土木部土木管理課又は住所を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年9月17日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

愛媛県公安委員会公印規程の一部を改正する規則

愛媛県公安委員会公印規程（昭和36年愛媛県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後						改 正 前							
別表（第2条関係）						別表（第2条関係）							
1 愛媛県公安委員会印						1 愛媛県公安委員会印							
項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途	項	ひな形	書体	寸法 (ミリメートル)		管理責任者	用途
			縦	横						縦	横		
1～4													
5		かい書	10	10	人身安全 対策・少年課長 生活環境課長 組織犯罪対策課長 交通指導課長 警察署長	1～5 省略 <u>6 風俗案内所の立入りに係る身分証明書の作成</u> 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略 14 省略	5		かい書	10	10	人身安全 対策・少年課長 生活環境課長 組織犯罪対策課長 交通指導課長 警察署長	1～5 省略 6 省略 7 省略 8 省略 9 省略 10 省略 11 省略 12 省略 13 省略
6													
7		かい書	18	28	人身安全 対策・少年課長 生活環境課長 組織犯罪対策課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～14 省略 <u>15 風俗案内所の立入りに係る身分証明書作成</u> プレス用 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略 22 省略	7		かい書	18	28	人身安全 対策・少年課長 生活環境課長 組織犯罪対策課長 交通指導課長 運転免許課長 警察署長	1～14 省略 15 省略 16 省略 17 省略 18 省略 19 省略 20 省略 21 省略
8・9													
注1・2 省略						注1・2 省略							

2 省略

2 省略

## 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

## ○愛媛県公安委員会規則第8号

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則を次のように定める。

令和6年9月17日

愛媛県公安委員会委員長 五 葉 明 徳

## 愛媛県風俗案内業の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、愛媛県風俗案内業の規制に関する条例(令和6年愛媛県条例第38号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(風俗案内業の開始の届出)

**第3条** 条例第5条第1項の届出書の様式は、風俗案内業開始届出書(別記様式第1号)のとおりとする。

2 風俗案内業開始届出書の提出は、当該風俗案内業を開始しようとする日の10日前までに行わなければならない。

3 条例第5条第1項第7号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 風俗案内所における接待風俗営業及び性風俗特殊営業以外の案内の有無
- (2) 前号の案内がある場合は、その営業の内容
- (3) 条例第11条第5号の規定による表示の方法

(風俗案内業の廃止等の届出)

**第4条** 条例第5条第2項の風俗案内業の廃止に係る届出書の様式は、廃止届出書(別記様式第2号)のとおりとする。

2 条例第5条第2項の風俗案内業の変更に係る届出書の様式は、変更届出書(別記様式第3号)のとおりとする。

3 廃止届出書又は変更届出書の提出は、当該風俗案内業の廃止又は変更の日から10日(当該届出書に登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、20日)以内に行わなければならない。

4 条例第5条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 廃止届出書 廃止年月日及び廃止の事由
- (2) 変更届出書 当該変更に係る変更年月日、変更事項及び変更の事由

(風俗案内業開始届出書及び変更届出書の添付書類)

**第5条** 条例第5条第3項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

(1) 風俗案内業開始届出書 次に掲げる書類

ア 風俗案内所の使用について権原を有することを疎明する書類

イ 風俗案内所の平面図及び風俗案内所の周囲の略図

ウ 風俗案内業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

(ア) 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されているものに限る。)

(イ) 条例第4条第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書(別記様式第4号)

(ウ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

エ 風俗案内業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

(ア) 定款及び登記事項証明書

(イ) 役員に係るウ(ア)からウ(ウ)までに掲げる書類

(2) 変更届出書 前号に掲げる書類のうち、変更があった事項に係る書類

(風俗案内業開始届出書等の提出)

**第6条** 愛媛県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出する場合は、当該風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書に係る風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して、1通の風俗案内業開始届出書、廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。

2 公安委員会に対して同時に2以上の風俗案内所について廃止届出書(風俗案内所の所在地を変更しようとする場合における廃止届出書を除く。)又は変更届出書を提出する場合は、第1項の規定にかかわらず、それらの風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して提出すれば足りる。

3 前項の規定により2以上の風俗案内所のうちいずれか一の風俗案内所の所在地を管轄する警察署長を経由して変更届出書を提出する場

合又は一の警察署の管轄区域内にある2以上の風俗案内所について同時に風俗案内業開始届出書若しくは変更届出書を提出する場合において、当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書に添付しなければならないこととされる書類のうち同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1部を当該風俗案内業開始届出書又は変更届出書のいずれか1通に添付するものとする。

(許可等の確認等)

**第7条** 条例第7条第2項の風俗営業等確認簿の様式は、別記様式第5号のとおりとする。

2 条例第7条第2項の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による確認をした年月日
- (2) 当該確認の対象となる接待風俗営業又は性風俗特殊営業(以下この項において「対象営業」という。)の所在地
- (3) 対象営業の営業者の氏名(法人である場合は、その名称)
- (4) 対象営業の別
- (5) 対象営業の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第5条第2項の許可証の番号又は法第27条第4項若しくは法第31条の2第4項の書面の番号
- (6) 当該確認に係る業務を担当した従業者の氏名
- (7) 対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日

3 条例第7条第2項に規定する事項が、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下同じ。)により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録をもって風俗営業等確認簿に代えることができる。

4 条例第7条第3項の誓約書の様式は、別記様式第6号のとおりとする。

(従業者名簿の記録方法)

**第8条** 条例第9条に規定する事項が、電磁的方法により記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができる場合は、当該記録(以下第9条第2項において「電磁的名簿」という。)をもって従業者名簿に代えることができる。

(生年月日の確認等)

**第9条** 条例第10条第1項の公安委員会規則で定める方法は、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者から次に掲げる書類のいずれかの提示を受けて、生年月日を確認する方法とする。

- (1) 住民票記載事項証明書(住民基本台帳法第7条第2号に掲げる事項が記載されているものに限る。)
- (2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第2条第2号の一般旅券
- (3) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項の運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該者の生年月日の記載のあるもの

2 前項の記録の作成及び保存は、次のいずれかの方法により行わなければならない。

- (1) 条例第10条第1項の規定による確認をした従業者ごとに、当該確認をした年月日を当該従業者に係る従業者名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写しを当該従業者名簿に添付して保存する方法
- (2) 前号に規定する従業者ごとに、条例第10条第1項の規定による確認をした年月日を当該従業者に係る電磁的名簿に記載し、かつ、当該確認に用いた書類の写し又は当該書類に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取ってできた電磁的方法による記録を当該従業者に係る電磁的名簿の内容と照合できるようにして保存する方法

(騒音の測定方法)

**第10条** 条例第11条第3号の公安委員会規則で定める数値の測定方法は、風俗案内所の境界線の外側で測定可能な直近の位置について、計量法(平成4年法律第51号)第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う日本産業規格Z8731に定める騒音レベルの測定方法とする。この場合において、聴感覚補正回路はA特性を、動特性は速い動特性を用いることとし、騒音レベルは、5秒以内の一定時間間隔及び50個以上の測定値の5パーセント時間率騒音レベルとする。

(表示等を禁止する写真、雑誌、図画その他の物品等に関する基準)

**第11条** 条例第11条第4号アの公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす行為を表すもの
- (2) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
- (3) 歓楽的雰囲気醸し出す方法により客をもてなす業務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者であると人を誤認させるようなもの
- (4) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務に従事している者若しくは従事していた者を表すもの又はこれらの者であると人を誤認させるようなもの
- (5) 全裸又は半裸の人の姿態(衣服等が透けた状態を含む。)を表すもの
- (6) 通常衣服で隠されている下着又は身体が見える状態にある人の姿態を表すもの
- (7) 人の陰部、胸部又は臀(でん)部を強調して表すもの
- (8) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
- (9) 水着又は接待風俗営業若しくは性風俗特殊営業に用いられる衣装を着用した人の姿態を表すもの

2 条例第11条第4号イの公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する行為を表すもの
  - (2) 全裸、半裸又は下着を着用していない状態若しくは衣服等が透けた状態を表すもの
  - (3) 下着姿を表すもの
  - (4) 陰部、胸部又は臀(でん)部を表すもので、卑わいな感じを与えるもの
  - (5) 性的な行為又は卑わいな行為を表すもの
  - (6) 性具その他の性的な行為の用に供する物品を表すもの
  - (7) 性風俗特殊営業を表すもの
  - (8) 人の特徴を表すもので、風俗案内所に表示し、又は表示したものを掲出し、若しくは配置することにより卑わいな感じを与えるもの
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、卑わいな表現であるもの
- (少年の利用禁止の表示)

**第12条** 条例第11条第5号の規定による表示は、同号の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

(指示)

**第13条** 条例第12条の指示は、指示書(別記様式第7号)を交付して行うものとする。

(風俗案内業の停止等)

**第14条** 条例第13条第1項の規定による風俗案内業の停止の命令は、事業停止命令書(別記様式第8号)を交付して行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による風俗案内業の廃止の命令は、事業廃止命令書(別記様式第9号)を交付して行うものとする。

(書類の交付)

**第15条** 前2条の規定により交付する書類は、警察職員が、その交付を受けるべき者に受領書(別記様式第10号)と引き換えに交付するものとする。

(聴聞及び弁明機会の付与)

**第16条** 聴聞及び弁明の機会の付与の手続きについては、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号)の規定を準用する。

(証明書の様式)

**第17条** 条例第15条第3項の証明書の様式は、別記様式第11号のとおりとする。

(委任)

**第18条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、愛媛県警察本部長が定める。

#### 附 則

この規則は、令和6年10月1日から施行する。

別記様式第1号(第3条関係)

※受理  
年月日

※受理  
番号

風 俗 案 内 業 開 始 届 出 書

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

届出者 住所

氏名

(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例第5条第1項の規定により届出をします。

(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、 その名称〕		-----
住 所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕		〒  電話番号
生 年 月 日		年 月 日生
その法人に 代あつては、 代表者は、	(ふりがな) 氏 名	-----
	住 所	〒  電話番号
	生年月日	年 月 日生
風届 俗出 案に 内係 所る	(ふりがな) 名 称	-----
	所 在 地	〒  電話番号

法人 に あ っ て は 、 そ の 役 員	(ふりがな)	-----
	氏 名	
	住 所	〒  電話番号
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)	-----
	氏 名	
	住 所	〒  電話番号
	生 年 月 日	年 月 日生
	(ふりがな)	-----
	氏 名	
	住 所	〒  電話番号
	生 年 月 日	年 月 日生
(ふりがな)	-----	
氏 名		
住 所	〒  電話番号	
生 年 月 日	年 月 日生	



風俗案内を開始しようとする年月日		年 月 日	
風俗案内を行う営業の別		<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	
風俗案内所の構造及び設備の概要	建物の構造		
	建物内の案内所の位置		
	案内所の床面積	m <sup>2</sup>	
	その他の		
営業時間	(接待風俗営業) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで		
	(性風俗特殊営業) 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 時 分から 午後 時 分まで		
接待風俗営業及び性風俗特殊営業以外の案内	<input type="checkbox"/> 有 (案内する営業の内容 : ) <input type="checkbox"/> 無		
18歳未満の者が利用してはならない旨を表示する方法			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 風俗案内を行う営業の別欄には、該当する□にレ印を付けること。
- 4 風俗案内を行う営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号若しくは第2号又は法第2条第7項第1号に掲げる営業をいう。
- 5 風俗案内業を行う時間欄は、午前又は午後のいずれかを○で囲むこと。
- 6 接待風俗営業及び性風俗特殊営業以外の案内欄には、該当する□にレ印を付けること。なお、「有」の□にレ印を付けた場合は、案内する営業の内容を記載すること。

別記様式第2号(第4条関係)

※受理 年月日		※受理 番号	
<p>廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p>愛媛県風俗案内業の規制に関する条例第5条第2項の規定により届出をします。</p>			
(ふりがな) 氏 名 〔法人にあつては、 その名称〕		-----	
住 所 〔法人にあつては、その 主たる事務所の所在地〕		〒  電話番号	
(ふりがな) 法人にあつては、 その代表者の氏名		-----	
風俗 案内 に係 る	(ふりがな) 名 称	-----	
	所 在 地	〒  電話番号	
風俗案内を行う営業の別		<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	
廃止年月日		年 月 日	
廃止の事由			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印欄には、記載しないこと。
- 3 風俗案内を行う営業の別欄には、該当する□にレ印を付けること。

別記様式第3号(第4条関係)

	※受理 年月日		※受理 番号
<p>変 更 届 出 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>愛媛県公安委員会 殿</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)</p> <p>愛媛県風俗案内業の規制に関する条例第5条第2項の規定により届出をします。</p>			
(ふりがな) 氏 名 〔法人にあっては、 その 名 称〕			
住 所 〔法人にあっては、その 主たる事務所の所在地〕	〒  電話番号		
(ふりがな) 法人にあっては、 その代表者の氏名			
風 俗 更 改 案 内 係 所 在 地 (ふりがな) 名 称			
所 在 地	〒  電話番号		
風俗案内を行う営業の別	<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業		
変 更 年 月 日	年 月 日		
変 更 事 項	新	旧	
変 更 の 事 由			

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 ※印欄には、記載しないこと。  
 3 風俗案内を行う営業の別欄には、該当する□にレ印を付けること。  
 4 所定の欄に記載することができない場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第4号(第5条関係)

## 誓約書

私は、愛媛県風俗案内業の規制に関する条例（以下「条例」という。）第4条第1号から第9号までに掲げる次のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 1年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は条例第4条第2号アからキまでに掲げる罪を犯して1年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 3 最近5年間に条例第13条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者
- 4 条例第13条第1項又は第2項の規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に第5条第2項の規定による廃止を届け出た者で当該届出の日から起算して5年を経過しないもの
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者
- 6 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第28条第1項の規定により公表（同条例第27条の勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わなかった場合に行うものに限る。）をされ、当該公表をされた日から起算して2年を経過しない者
- 7 アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 8 精神の機能の障害により風俗案内業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 18歳未満の者

愛媛県公安委員会 殿

年 月 日

風俗案内所所在地

風俗案内所の名称

住 所

氏 名

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

風俗営業等確認簿

確認 年月日	営業所の名称及び所在地	営業者の氏名 (法人にあっては、その名称)	営業の別	確認した書面の番号		担当者	開始年月日
							終了年月日
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		
			<input type="checkbox"/> 接待風俗営業 <input type="checkbox"/> 性風俗特殊営業	<input type="checkbox"/> 営業許可証 <input type="checkbox"/> 届出確認書	第 号		

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
 2 営業の別欄及び確認した書面の番号欄には、該当する□にレ印を付けること。  
 3 営業の別欄の「接待風俗営業」とは法第2条第1項第1号に掲げる営業を、「性風俗特殊営業」とは法第2条第6項第1号及び第2号並びに法第2条第7項第1号に掲げる営業をいう。  
 4 確認した書面の番号欄の「営業許可証」とは法第5条第2項の許可証を、「届出確認書」とは法第27条第4項又は法第31条の2第4項の書面をいう。  
 5 担当者欄には、確認に係る業務を担当した従業者の氏名を記載すること。  
 6 開始年月日及び終了年月日欄には、それぞれ対象営業に係る風俗案内を開始した年月日及びその風俗案内を終了した年月日を記載すること。  
 7 本様式は、風俗案内を行わないこととした日から起算して3年を経過する日まで保存すること。

別記様式第6号(第7条関係)

## 誓 約 書

当営業所（ ）は、

風俗案内業者（ ）に

客の案内等を依頼するにあたり、接待又は特殊役務を行わないことを誓約します。

年 月 日

営業所の所在地

営業所の名称

住 所

氏 名

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「当営業所（ ）」の（ ）には案内を行おうとする店名を記載すること。
- 3 「風俗案内業者（ ）」の（ ）には風俗案内業者の名称を記載すること。
- 4 本様式は、案内を依頼する者が作成した後に風俗案内業者が案内を行わないこととした日から起算して3年を経過する日まで保存すること。

別記様式第7号（第13条関係）

公委 第 号  
年 月 日

## 指 示 書

住所  
氏名

殿

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

愛媛県公安委員会 印

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例（令和6年県条例第38号）第12条の規定により、下記のとおり指示する。

## 記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 指示事項
- 3 理由

## 教示事項

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。

また、この処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます（訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。）が、この処分（審査請求をした場合には、その裁決）の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号(第14条関係)

公委 第 号  
年 月 日

## 事 業 停 止 命 令 書

住所

氏名

殿

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

愛媛県公安委員会 印

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例(令和6年県条例第38号)第13条第1項の規定により、下記のとおり風俗案内業の停止を命ずる。

記

1 風俗案内所の所在地及び名称

2 停止の範囲

3 停止の期間

年 月 日から

年 月 日まで 日間

4 理由

## 教示事項

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。

また、この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます(訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。)が、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。



別記様式第9号(第14条関係)

公委 第 号  
年 月 日

## 事業廃止命令書

住所  
氏名 殿

(法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

愛媛県公安委員会 印

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例(令和6年県条例第38号)第13条第2項の規定により、下記のとおり風俗案内業の廃止を命ずる。

記

- 1 風俗案内所の所在地及び名称
- 2 理由

## 教示事項

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛媛県公安委員会に対して審査請求をすることができますが、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求はできなくなります。

また、この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)があったことを知った日から6か月以内に、愛媛県を被告として提起することができます(訴訟において愛媛県を代表する者は愛媛県公安委員会となります。)が、この処分(審査請求をした場合には、その裁決)の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

ただし、正当な理由があるときは、この限りではありません。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第10号（第15条関係）

受 領 書

交付を受けるべき者

住所
氏名
(法人にあつては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

に対する、

指示書     
  事業停止命令書     
  事業廃止命令書

( 年 月 日付け 第 号) については、

私が確かに受領しました。

年 月 日

愛媛県公安委員会 殿

住所  
氏名  
交付を受けるべき者との関係  
( )

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号（第17条関係）

(表)

		第 号
身 分 証 明 書		
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">写 真</p> </div>	<p>官 職</p> <p>氏 名</p>	
<p>上記の者は、愛媛県風俗案内業の規制に関する条例（令和6年愛媛県条例第38号）第15条第2項の規定により立入りをを行う警察職員であることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">愛媛県公安委員会 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>		

54.0

85.6

(裏)

愛媛県風俗案内業の規制に関する条例（抜粋）

(調査)

第15条 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内業者に対し、風俗案内業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。この場合において、当該風俗案内業者は、当該求められた報告をし、又は資料を提出しなければならない。

2 警察職員は、この条例の施行に必要な限度において、風俗案内所に立ち入り、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。この場合において、風俗案内業者又はその代理人等は、当該立入り又は検査を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

3 前項の規定により警察職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

注 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第7号

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年9月17日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程の一部を改正する管理規程

愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程（令和6年愛媛県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 改正後の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定は、この管理規程の施行の日（以下「<u>施行日</u>」という。）以後愛媛県立新居浜病院長が発行する書類並びに令和6年9月19日以後愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行する書類について適用し、<u>施行日</u>の前日までに発行された書類、<u>施行日</u>以後同月18日までに愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行した書類並びに<u>施行日</u>以後愛媛県立中央病院長が発行する書類については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>附 則</b></p> <p>2 改正後の愛媛県公営企業会計規程様式第30号（その4）の規定は、この管理規程の施行の日 _____ 以後愛媛県立新居浜病院長が発行する書類 _____ に _____ について適用し、<u>同日</u>の前日までに発行された書類 _____ 並びにこの管理規程の施行の日以後愛媛県立中央病院長、愛媛県立今治病院長及び愛媛県立南宇和病院長が発行する書類については、なお従前の例による。</p>

**附 則**

この管理規程は、令和6年9月19日から施行する。